

## 資料 5

### ○燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱（案）

#### （設置）

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、燕市及び弥彦村（以下「地域」という。）における生活交通ネットワーク計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項及び地域の実情に即した運輸サービスの実現に必要となる事項を協議するため、燕・弥彦地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

#### （事務所）

第2条 交通会議の事務所は、燕市吉田西太田1934番地燕市役所内に置く。

#### （協議事項等）

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの收受する対価に関すること。
- (5) 交通会議の運営に関すること。
- (6) その他交通会議が必要と認めること。

#### （組織）

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、会長が選任する。
- 3 交通会議に、次の役員を置く。
  - (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 監査員 2人

4 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、燕市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長は、交通会議の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、弥彦村長及び国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

3 前項の規定により会長の職務を代理する副会長は、弥彦村長とする。

(監査員)

第8条 監査員は、交通会議の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を交通会議の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(事務局)

第9条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、燕市市民生活部生活環境課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、燕市市民生活部長をもって充てる。

3 事務局員は、燕市市民生活部生活環境課職員をもって充てる。

(会議運営等)

第10条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 交通会議の決議の方法は、会議に出席した委員の総意で決定することとする。

5 交通会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議は公開で行うとともに、交通会議に関する情報は燕市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第11条 交通会議は、計画の実施等に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、交通会議の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金)

第14条 委員は、会議に出席したときは謝金を受けることができる。

2 謝金を受けることができる対象委員及び支給額は、次に定めるものとする。

住民代表 日額 5,000円

(交通会議の解散等)

第15条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

## 附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 燕市地域公共交通会議設置要綱(平成23年燕市告示第99号)は、廃止する。

別表（第4条関係）

燕市長

弥彦村長

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官

新潟県燕警察署長

新潟県西蒲警察署長

新潟県三条地域振興局企画振興部長

住民代表

東日本旅客鉄道株式会社燕三条駅長

独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院事務局長

新潟県立吉田病院事務長

公益社団法人新潟県バス協会事務局長

日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会事務局長

一般乗合旅客自動車運送事業者代表

一般乗用旅客自動車運送事業者代表

燕市企画財政部長

燕市商工観光部長

燕市都市整備部長

燕市健康福祉部長

燕市教育委員会教育次長

弥彦村総務課長

弥彦村産業振興課長

弥彦村建設企業課長

弥彦村住民福祉課長

弥彦村教育委員会教育課長